

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.59 平成19年5月22日
TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp

定款準則変更に伴う定款記載変更について（社会福祉法人関係）（全4枚）

本相談室に対し、障害者自立支援法と定款変更に関連するご相談があり、相談室だよりNo.52にてご連絡したところですが、このたび平成19年3月30日付けで定款準則の改正がありました。ついては、以下に東京都の事務連絡とともに東京都指導の定款表記例を掲載します。

「社会福祉法人の認可について」の一部改正に伴う定款変更の手続きについて

標記通知における定款準則の改正により、定款第1条の事業記載方法が簡素化されることとなりました。本改正の趣旨は、既に事業を展開している法人が別な場所において同種事業を実施する際の手続きを簡素化し、法人の迅速な事業展開を容易にしようとするものです。今後、下記により定款変更の手続きについてご配慮下さいますようお願いいたします。

事業記載例 現行・・・個別記載	変更後・・・事業種類ごと記載
社会福祉事業 ・ 特別養護老人ホーム〇〇園の設置経営 ・ 老人デイサービス事業（〇〇園）の受託 ・ 知的障害者援護施設（入所更生）〇〇園の設置経営 公益事業 ・ 居宅介護支援事業（〇〇事業所） ・ 地域包括支援センター〇〇の受託経営	・ 特別養護老人ホームの経営 ・ 老人デイサービス事業の経営 ・ 知的障害者援護施設（入所更生）の経営 ・ 居宅介護支援事業 ・ 地域包括支援センターの経営

【定款変更のタイミングについて】

事業内容に変更がない場合、即座に定款変更を行う必要はありませんが、新たに事業を開始する際には、事業記載を定款準則のとおり改めてください。

【申請必要書類について】

- 既に定款記載のある事業名称を簡素化する場合
定款変更認可申請書、理事会・評議員会議事録、変更後定款、現行定款

- 新たな事業種類を追加する場合
従来の定款への新規事業追加と同様の手続きとなります。

※ 今後は、既に定款に記載のある種類の事業を開始する場合、定款への事業追加は不要となります。ただし、施設整備を伴う場合等は、新たに取得した土地・建物を基本財産に追加する必要があるため、「基本財産の増加に伴う定款変更届」を提出していただく必要があります。

【問い合わせ先】

東京都福祉保健局指導監査部 指導調整課 社会福祉法人係
 電話 03(5321)1111 内線34-531~533

障害者自立支援関係の定款表記の詳細は下記のとおりです。

<障害者自立支援法に係る定款表記の詳細—東京都の考え方の整理>

1 居宅系サービス

現行定款(新体系移行前)(A欄)	現行定款(新体系移行後)(B欄)	H19.3.30 改正通知を受けた定款表記(C欄)
身体障害者居宅介護等事業(〇〇事業所)	障害福祉サービス事業(居宅介護 〇〇事業所)	障害福祉サービス事業の経営 移動支援事業の経営
知的障害者居宅介護等事業(〇〇事業所)	障害福祉サービス事業(重度訪問介護 〇〇事業所)	
児童居宅介護等事業(〇〇事業所)	障害福祉サービス事業(重度障害者等包括支援 〇〇事業所)	
精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者居宅介護等事業 〇〇事業所)	障害福祉サービス事業(行動援護 〇〇事業所)	
身体障害者デイサービス事業(〇〇事業所)	移動支援事業(〇〇事業所) ※従来の「外出介護」 →地域生活支援事業(第二種社会福祉事業)	〇〇事業 →地域生活支援事業(公益事業)
知的障害者デイサービス事業(〇〇事業所)	〇〇事業(〇〇事業所) ※従来の「障害者デイサービス」 →地域生活支援事業(公益事業)	
児童デイサービス事業(〇〇事業所)	障害福祉サービス事業(児童デイサービス 〇〇事業所)	障害福祉サービス事業の経営
身体障害者短期入所事業(〇〇事業所)	障害福祉サービス事業(短期入所 〇〇事業所) ※宿泊 〇〇事業(〇〇事業所) ※日中受入 →地域生活支援事業(公益事業)	障害福祉サービス事業の経営 ※宿泊 〇〇事業 ※日中受入 →地域生活支援事業(公益事業)
知的障害者短期入所事業(〇〇事業所)		
児童短期入所事業(〇〇事業所)		
精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者短期入所事業 〇〇事業所)		
知的障害者地域生活援助事業(〇〇事業所)	障害福祉サービス事業(共同生活援助 〇〇事業所)	障害福祉サービス事業の経営
精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者地域生活援助事業 〇〇事業所)	障害福祉サービス事業(共同生活介護 〇〇事業所)	
身体障害者相談支援事業(〇〇事業所)	相談支援事業(〇〇事業所)	相談支援事業の経営
知的障害者相談支援事業(〇〇事業所)	→地域生活支援事業(第二種社会福祉事業)	

(注1) 経過的デイサービス事業は定款変更をせず、新体系移行後に行う。(注2) 地域生活支援事業のうち公益事業に該当するものは、区が定めた要綱や委託契約書の事業名称で定款に表記する。「地域生活支援事業」の統一的な表記は行わない。(注3) 短期入所について、同一事業所で宿泊と日中受入を併せて行う場合は、一体的な事業と見なして日中受入(公益事業)の定款記載は行わない。

2 施設サービス

(新体系に移行しない場合 [自立支援法附則により従前の運営を行う場合])

現行定款(新体系移行前)(A欄)	現行定款(新体系移行前)(B欄)	H19.3.30 改正通知を受けた定款表記(C欄)
身体障害者入所(又は通所)更生施設○○園の設置経営	身体障害者更生援護施設(入所更生)○○園の設置経営	身体障害者更生援護施設(入所更生)の経営 知的障害者援護施設(入所更生)の経営 ※()内は、各種別を表記 もしくは、現行定款が旧法に基づく事業表記のままの場合、 身体障害者療護施設の経営 知的障害者通所授産施設の経営 といった表記も可
身体障害者通所(又は入所)授産施設○○園の設置経営	身体障害者更生援護施設(通所授産)○○園の設置経営	
身体障害者療護施設○○園の設置経営	身体障害者更生援護施設(療護)○○園の設置経営	
知的障害者入所(又は通所)更生施設○○園の設置経営	知的障害者援護施設(入所更生)○○園の設置経営	
知的障害者通所(又は入所)授産施設○○園の設置経営	知的障害者援護施設(通所授産)○○園の設置経営	
知的障害者通勤寮○○園の設置経営	知的障害者援護施設(通勤寮)○○園の設置経営	
精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設)○○園の設置経営	変更なし	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設)の経営
精神障害者社会復帰施設(精神障害者授産施設)○○園の設置経営		精神障害者社会復帰施設(精神障害者授産施設)の経営
精神障害者社会復帰施設(精神障害者福祉工場)○○園の設置経営		精神障害者社会復帰施設(精神障害者福祉工場)の経営

(新体系に移行する場合 [自立支援法上の障害者支援施設等に移行する場合])

現行定款(新体系移行前)(A欄)	現行定款(新体系移行後)(B欄)	H19.3.30 改正通知を受けた定款表記(C欄)
上記のうちの入所施設	障害者支援施設〇〇園の設置経営	障害者支援施設の経営
上記のうちの通所施設	障害福祉サービス事業(自立訓練 〇〇園) 障害福祉サービス事業(就労移行支援 〇〇園) 障害福祉サービス事業(就労継続支援 〇〇園)など	障害福祉サービス事業の経営
身体障害者福祉ホーム〇〇園の設置経営	福祉ホーム〇〇園の設置経営 →地域生活支援事業(第二種社会福祉事業)	福祉ホームの経営
知的障害者福祉ホーム〇〇園の設置経営		
精神障害者社会復帰施設(精神障害者福祉ホーム)〇〇園の設置経営		
精神障害者社会復帰施設(精神障害者地域生活支援センター)〇〇園の設置経営	地域活動支援センター〇〇園の設置経営 →地域生活支援事業(第二種社会福祉事業)	地域活動支援センターの経営

(注1) 障害者支援施設で日中の事業を実施する場合は、第二種社会福祉事業の障害福祉サービス事業を併記する。(注2) 経過的精神障害者地域生活支援センター事業は定款変更をせず、新体系移行後に行う。(注3) 地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センター本体(基礎的事業)と一体的な事業と見なして定款記載は行わない。(注4) 新体系に移行しない身体または知的障害者小規模通所授産施設は、「〇〇援護施設(小規模通所授産)の経営」と表記する。(注5) 地域生活支援事業の中で「相談支援事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」のみが『第二種社会福祉事業』として規定されており、その他は「公益事業」となる。「→地域生活支援事業」の意味は、社会福祉事業に該当すれば当該社会福祉事業名を表記し、非社会福祉事業の場合は前頁注3のとおり。なお、公益事業を定款記載する場合は、公益事業会計単位(特別会計)を設置する必要がある。(注6) 上記と一部異なる表記にて既に理事会議決を既に行った場合は、次回理事会時において定款変更報告を行うこととし、定款変更の表記変更に係る再度の理事会開催は不要であることを都に確認済。

(編者注) 上記障害者自立支援法に係る定款表記の表中、A欄は新体系全面施行前の定款表記例でその後定款変更を行っていない状態を示しています。B欄は新体系全面施行後において、A欄の表記を平成19年3月までに変更した表記(平成19年3月末)。したがって、現行定款の表記がA欄に該当する場合は社会福祉事業名が変更されていることから(原則として)速やかにC欄の表記に変更申請を、また、現行定款の表記がB欄に該当する場合は新たに事業を開始する時点でC欄の表記への変更を申請することになります。